



月刊 こう食品法令 【2026年 1月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:食品表示基準第15次改正の付随的内容について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第33講 個別
:ジャム類の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:詰め合わせ食品の内容量について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第15次改正の食品表示基準は令和8年4月1日から施行される予定です(官報に告示)。改正案は現在、消費者委員会に諮問されています。並行して消費者庁食品表示課では意見募集(パブリックコメント)のまとめ、WTOへの通報、関連する食品表示基準の次長通知やQ&Aの改正、改正内容の説明会等の準備に追われていると思います。主たる改正内容はアレルギーと個別品目ごとの表示ルールですが、その他の付随的事項も確認しておきましょう。

■基準通知の改正案 下記を加える

凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別の表示にあっては、「凍結直前未加熱」、「凍結直前加熱」など、食品衛生法に基づく規格が適用される食品であることがわかるよう、冷凍食品である旨の表示に近接した場所に表示する。

一括表示の枠外に表示⇒ 例: **冷凍食品(凍結直前加熱)**

■基準Q&A案

(問)国産柑橘類を多数混合し、季節等により、混合する柑橘類の内容が変わる場合、柑橘類とまとめて原材料名に表示してもよいでしょうか。

(答)

原則、全ての原材料名を重量順に表示しますが、国産柑橘類の有効活用の観点から、その年の天候等によって原料の収穫や保存の時期が変動するような場合、容器包装に事前に表示することの実行可能性を踏まえ、複数の柑橘を「**柑橘類**」とまとめて表示しても差し支えありません。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

第33講 ジャム類の表示について 【個別】

■ジャム類の表示

ジャム類につきましては、名称規制は存在しませんが、それ以外のものについては全て個別の規定があります。今回の見直しで、定義と名称は現状維持、原材料名、添加物、内容量、表示の方法は廃止、個別追加表示事項と表示禁止事項は一部修正となります。

■ジャム類の定義

ジャム類につきましては、果実、野菜等を砂糖、砂糖類、糖アルコール又は蜂蜜とともにゼリー化するまで加熱したものであるという定義になっています。これに酒類やかんきつ類の果汁であったり、添加物を加えたものがジャム類となります。ジャム類のうちジャムにつきましては、マーマレード及びゼリー以外のものをジャムという形になっています。マーマレードにつきましては、かんきつ類の果実を使い、かんきつ類の果皮が入っているものをマーマレードといいます。ゼリーにつきましては、果実等の搾汁のみを原料としたものであるという形になっています。また、プレザーブスタイルというものは果肉が入っているものであるという定義になっています。

■ジャム類の名称

ジャムであれば基本的には果実等の名称、1種類の果実しか使用していないものについては果実等の名称を冠して、「いちごジャム」や「りんごジャム」というような形で書きます。2種類以上の果実を使用したものについては「ミックスジャム」と書きます。マーマレードにあっては「マーマレード」、ゼリーにあっては「ゼリー」と記載します。現在、この規格を有効に使っており、お客様も不具合は生じてないという認識から存続されます。

■ジャム類の原材料名・添加物・内容量・様式

原材料名の表記にあたっては、**ひらがな**で「いちご」、「りんご」あるいは「夏みかん」などと事例の表記があります。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

詰め合わせ商品には①単なる詰め合わせ商品②カップ麺や即席みそ汁、鍋セットのように新たな独立した商品があります(食品表示基準Q&A(加工-241))。また**数種類の製品を詰め合わせた場合**の容量の表示は「A製品〇〇g、B製品〇〇g」又は「〇〇g(A製品〇〇g、B製品〇〇g)」と表示すると記載されています(同Q&A(加工-242))。

ここで、数種類の製品を詰め合わせた場合は上記②のように詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品の場合であっても容量の表示は上記Q&A(加工-242)のように構成されたパーツごとに個々の具材の容量を表示する必要があるのでしょうか？。



異なる種類の商品を詰め合わせた場合は、総重量のみの表記ではなく、個々の独立した商品の容量についても、「容量 〇g(A商品 Xg、B商品 Yg)」又は「容量 A商品 Xg、B商品 Yg 」のように表記します。

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

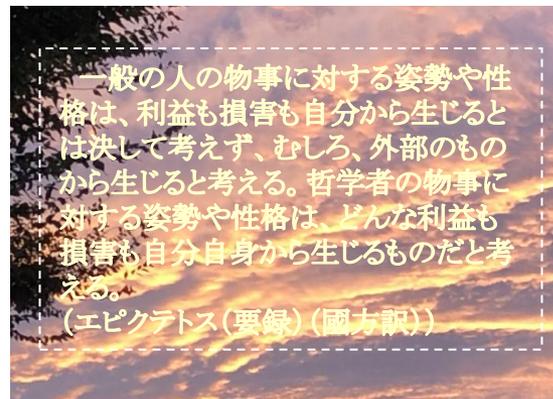
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2026年(令和8年)も実務に役立つ基本となる情報を発信して参ります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2026年 1号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。